

第8章 歴史的風致形成建造物に関する事項

8-1.歴史的風致形成建造物の指定の方針

(1)歴史的風致形成建造物の指定に関する基本的な考え方

本市は、これまで文化財保護法並びに愛知県及び岡崎市の文化財保護条例に加え、景観法等により一定数の建造物を対象に、その保護を図ってきた。しかし、本市には指定文化財等以外にも歴史的建造物は多く存在しており、これらの建造物においても適切な保護が求められている。今後も、これら歴史的建造物の保護を推進するため、本市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持向上を図る上で必要かつ重要と認められる建造物を「歴史的風致形成建造物」として指定する。これにより、指定文化財の保護とともに、指定文化財以外の歴史的建造物の保護を推進する。

なお、重点区域内においては、歴史的建造物の調査を実施し、歴史的価値等が明確になった建造物については、随時追加指定を図るものとする。

指定にあたっては、道路等の公共の場から容易に望見できる建造物のうち、所有者及び管理者と協議の上、同意が得られたものを前提として、歴史的風致の維持向上のために、その保護を図る必要があると認められるものを対象に、以下に示す「指定の基準」及び「指定対象の要件」を満たす建造物を指定する。なお、歴史的風致形成建造物の指定期間は、認定計画の計画期間内に限る。

(2)歴史的風致形成建造物の指定の基準

重点区域内における国指定文化財を除く歴史的建造物で、次のいずれかに該当する建造物を指定する。

- ①意匠性、技術性が優れているもの
- ②地域の固有性、歴史性、希少性の観点から価値の高いもの
- ③外観が景観上の特徴を有し、まちなみ景観の構成要素として重要なもの

ただし、以下の条件を満たすものとする。

- ・築50年経過しているもの
- ・所有者又は管理者等により、今後当該建造物の適切な維持管理が見込まれ、かつ歴史的風致の維持向上に資するための一般公開等の諸活動が継続的に行われる見込みがあること

(3)歴史的風致形成建造物の指定対象の要件

次のいずれかに該当する建造物を対象とする。

- ①愛知県文化財保護条例に基づく県指定文化財
- ②岡崎市文化財保護条例に基づく市指定文化財
- ③文化財保護法に基づく国登録有形文化財
- ④景観法に基づく景観重要建造物
- ⑤岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例に基づくふるさと景観資産(建造物)
- ⑥その他歴史的風致の維持向上に寄与するものとして特に必要と市長が認める建造物

(4)歴史的風致形成建造物候補及び指定一覧

歴史的風致形成建造物の指定が想定される建造物は次のとおりである。

「備考」の凡例	
①県指定文化財	②市指定文化財
③国登録有形文化財	④景観重要建造物
⑤ふるさと景観資産	⑥その他

表8-1-1 歴史的風致形成建造物候補一覧

No.	名称	写真	所有者 (管理者)	所在地	建築年	備考
	なし					

歴史的風致形成建造物に指定した建造物は次のとおりである。

「備考」の凡例	
①県指定文化財	②市指定文化財
③国登録有形文化財	④景観重要建造物
⑤ふるさと景観資産	⑥その他

表8-1-2 歴史的風致形成建造物指定一覧（次頁へつづく）


No.	名称	写真	所有者 (管理者)	所在地	建築年	備考
1	十王堂 ※指定:H29.6.1		民間	藤川町	江戸時代	④
2	旧石原家住宅 ※指定:H29.6.1		民間	六供町	主屋・土蔵:安政6年 (1859)	③、④
3	甲山寺本堂 (護摩堂) ※指定:H29.6.1		甲山寺	六供町	元禄15年(1702)~ 同16年(1703)再建	②
4	日吉山王社本殿 ※指定:H29.6.1		滝山東照宮	滝町	慶長13年(1608)(推定) 正保2年(1645)修築 (推定)	②
5	旧本宿村役場 ※指定:H29.6.1		岡崎市	本宿町	昭和3年(1928)	⑥

表8-1-2 歴史的風致形成建造物指定一覧（前頁よりつづく）

No.	名称	写真	所有者 (管理者)	所在地	建築年	備考
6	旧富田家住宅 ※指定 主屋:H29.6.1 土蔵:H30.9.1		民間	本宿町	主屋:文政10年 (1827) 土蔵:明治9年 (1876)(推定)	③
7	旧野村家住宅 (米屋) ※指定:H30.9.1		民間	藤川町	江戸時代	④
8	市場町郷蔵 ※指定:R1.9.1		民間	市場町	江戸時代	⑥
9	松平広忠公御廟所 ※指定:R1.9.1		松應寺	松本町	慶長10年(1605)	②
10	大樹寺伽藍 (三門、総門、裏二門、鐘楼、大方丈、本堂)		大樹寺	鴨田町	総門、裏二門:寛永15年(1638) 三門、鐘楼:寛永18年(1641) 大方丈・本堂:安政4年(1857)再建	①②
11	旧額田郡物産陳列所 看守人室 ※指定:R3.9.1		岡崎市	朝日町	大正2年(1913)	⑥

8-2.歴史的風致形成建造物の管理の指針

(1)歴史的風致形成建造物の維持管理に関する基本的な考え方

歴史的風致形成建造物は、周囲の景観への影響や建造物の特徴に十分に配慮し、文化財保護法又は景観法等の他法令並びに条例に基づいて指定等がされている建造物については、その個別の法令等に基づき適正に維持管理を行う。その他の建造物についても、その価値に基づき適切に維持管理を行う。

歴史的風致形成建造物は、地域の歴史的風致を形成する主要な要素であることから、積極的な公開又は活用を図ることにより、歴史的風致の維持向上に寄与することが期待される。公開又は活用にあたっては、通常外部から望見されるだけでなく可能な範囲で内部公開に努めることとするが、所有者等の生活の場に大きな影響を及ぼさないよう十分な協議の上、実施する。

保存のための修理や修景、防災上の措置等を行う場合には、専門家や学識経験者等による必要な技術的指導等を踏まえて実施するものとする。特に民間が所有する建造物の修理等にあたっては、文化財に関わる補助制度や景観重要建造物等の修景助成制度の拡充等により、所有者等の負担の軽減に努めることとする。

なお、歴史的風致形成建造物の維持管理にあたってNPO法人等のまちづくりに係る団体が主体的に関わっている場合は、積極的に歴史的風致維持向上支援法人に指定し、連携して建造物の活用を図る。

(2)歴史的風致形成建造物の維持管理の指針

①県指定文化財又は市指定文化財である歴史的風致形成建造物

建造物の外部及び内部とも現状保存を基本とし、県又は市の文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度による保護を図る。これらの建造物を維持及び保存するための修理については、部材や関連文献等の調査・研究を行い、これらに基づいた修復や復原を原則とする。

②国登録有形文化財である歴史的風致形成建造物

建造物の外観を主対象とした維持及び保存を基本とし、文化財保護法に基づく適切な維持管理を行う。外観の変更を伴わない部分的な改修や建築当初の外観への復原も認め、内部についても外観やそで行われる歴史及び伝統を反映した活動への影響を及ぼさない範囲で、活用のために必要な改造を認める。

③景観重要建造物である歴史的風致形成建造物

建造物の外観を主対象とした維持及び保存を基本とし、景観法に基づく現状変更等の許可制度による保全を図る。道路等の公共の場から望見できる範囲について景観上の調和を図るため、適切な維持管理又は復原のための修理若しくは修景を行う。それ以外の範囲については、歴史及び伝統を反映した人々の活動の場としての活用を妨げない範囲で、外観の変更を伴わない部分的な改修や建築当初の外観への復原も認めるものとする。

④岡崎市ふるさと景観資産(建造物)である歴史的風致形成建造物

建造物の外観を主対象とした維持及び保存を基本とする。水と緑・歴史と文化のまちづくり条例に基づく適切な維持管理を図る。外観の変更を伴わない部分的な改修や建築当初の外観への復原も認め、内部についても外観やそこで行われる歴史及び伝統を反映した活動への影響を及ぼさない範囲で、活用のために必要な改造を認める。

⑤上記以外の(法定又は条例による指定等を受けていない)歴史的風致形成建造物

建造物の外観を主対象とした維持及び保存を基本とする。外観の変更を伴わない部分的な改修や建築当初の外観への復原も認め、内部についても外観やそこで行われる歴史及び伝統を反映した活動への影響を及ぼさない範囲で、活用のために必要な改造を認めるものとする。他法令による保護措置が講じられていない建造物については、計画期間後も建造物の保護を図るため、適切な調査等を実施してその価値を明らかにするとともに、その価値が減ずることがないように、必要に応じて指定文化財又は景観重要建造物の指定等と重複するよう努めるものとする。

(3)歴史的風致形成建造物の指定に伴う義務等

①所有者の管理義務

指定を受けた建造物の所有者及び管理者は、建造物の保全に支障をきたさないよう適切に管理する義務が生じる。

②増築等の維持、保全又は継承に伴う制約

建造物の増築、改築、移転又は除却を行う場合には、着手する日の30日前までに市長に届出が必要となる。市長は、建造物の保全に支障をきたすものであると認めた場合には、設計の変更等の措置を講ずべきことを勧告することができる。

指定を受けた建造物が、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物若しくは重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に指定された場合、又は滅失、き損その他の事由により指定の理由が消滅した場合は、指定を解除する。

建造物の所有者に変更があった場合には、新しい所有者が市長に届出をする必要がある。

③届出が不要な行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号の規定に基づく届出が不要な行為については、次のとおりとする。

- ア. 愛知県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく県指定文化財について、同条例第12条第1項の規定に基づく現状変更等の許可を受け行う行為及び同条例第13条第1項の規定に基づく修理の届出をして行う行為
- イ. 岡崎市文化財保護条例第6条第1項の規定に基づく市指定文化財について、同条例第14条の規定に基づく現状変更等の許可を受け行う行為及び同条例第15条の規定に基づく修理の届出をして行う行為
- ウ. 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出をして行う行為
- エ. 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物で同法第22条第1項の規定に基づく現状変更の許可を受け行う行為
- オ. 岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例第39条第1項の規定に基づくふるさと景観資産について、同条例第42条第3項の規定に基づく現状変更の届出をして行う行為
- カ. その他、市長が必要と認めて行う行為